

組合員・被扶養者の皆様へ

令和7年12月2日～組合員証(健康保険証)廃止にともない

保健事業利用時の資格確認の方法が変わりました！！

令和7年12月2日以降、保健事業（人間ドック・宿泊利用券・スポーツ施設利用など）をご利用になる際は①②のいずれかの方法にて、資格確認を行います！！これまでの組合員証・被扶養者証（黄色い保険証）は利用できませんので、ご注意ください！！

①マイナポータル画面で確認

マイナンバーカードと保険証の紐づけが完了している場合はスマホのマイナポータル画面で確認します。

※スマートフォンの見本(マイナポータルの資格情報画面)

②資格確認書で確認

マイナンバーカードと保険証の紐づけが完了していない場合は発行される資格確認書（ピンク色）で確認します。



※資格確認書の見本

マイナンバーカードと保険証の紐づけが完了している方には発行されません。

「確認事項」

*記号・番号・氏名
(被扶養者の場合は続柄も確認)

*資格喪失している方や任意継続組合員は利用できません。

*利用券等は利用予定日(予約日)決定後に発行してください。

医療機関や契約保養所、契約スポーツ施設での資格確認の際、すみやかに提示できるようご準備ください。提示できない場合は利用できませんので、ご注意ください！！

組合員証での確認 ※令和7年12月1日まで有効

